

人間と制度

高木 郁朗

日本女子大学家政学部教授

日本の2回の構造改革――――――

言葉の詮索はここではしない。要するに構造改革とは、現在の経済・社会のシステムを基本的に変えていく、という内容を含んでいると理解しておこう。そういう意味でのシステム転換を日本は19世紀以降、2回にわたって経験してきた。1回目は1868年の明治維新である。封建体制は政治的には中央集権国家とかわり、経済的には富国強兵のスローガンのもと財閥と官僚が結合する開発独裁的な市場経済の発展をもたらした。2回目は1945年の第二次大戦の敗北とともにう戦後改革であった。ここでは政治体制は軍国主義体制がともかく国民主権のもとでの民主主義システムにかわり、経済的には所有と経営との分離にもとづく法人資本主義と政府の誘導的な諸政策との結合の根拠をつくりだし、そのシステムは結果として高度経済成長をつくりだした。

たかぎ いくろう

1939年生。東京大学経済学部卒。63年社会党政策審議会。武蔵野美術大学、法政大学を経て、76年山形大学助教授のち教授。84年より現職。著書に『春闇論』『ヨーロッパの政権と労働組合』『自立と選択の福祉ビジョン』(編著)など。

これも細かいことをいわなければ、2度にわたるシステム転換に共通するものが二つある。一つは人の問題である。旧システムのリーダーたちがそれぞれ個人としての責任を問われ、放逐されたり、ときには殺されたりしたという事実である。むろん、この2回のシステム転換は、1回は国内戦の勝者、もう1回は国際戦争の勝者というかたちでの軍事力を背景として行われ、旧システムのリーダーは敗者としての責任を負っていたし、それにもかかわらず2回のいずれにおいても、旧システムのリーダーが復活をとげるなど中途半端に終わった側面もある。また新しく登場したリーダーたちがほんとうに日本的一般国民に幸福をもたらしたとはいえないが、旧システムのリーダーたちが個人としての責任をとらされたということはたしかである。

もう一つは、社会を構成する多数の人びとが、これこそはシステム転換の内容であると理解できるキーワードをもっていたことである。1回目であれば「四民平等」とか「文明開化」がそれにあたるかもしれないし、2回目であれば「民主化」がそれであったことはまちがいがない。このようなキーワードは、文字通りには実践されず、内容的には人民統治の新しいシステムをつくる共同幻想、あるいはカモフラージュとして機能したことでも歴史上の事実であるが、改革の方向を示し、またそれが文字通りには実行されないときには人びとが自分たち自身の社会運動の根拠として利用しうる要素となつたことはまちがいがない。そこには、共通して二つの意味が含まれる。

れていた。一つは、「どこから」の転換か、つまり旧システムの何を破壊するかであり、もう一つは転換の方向であった。方向にかんしていえば、二つのシステム転換の行く先はいずれもヨーロッパやアメリカの先進国をモデルとしていたことでも共通の特徴があった。

この二つをともなわないシステム転換は実質的なシステム転換とはなりえない。旧システムのリーダーたちがそのまま居残って行われるのは、在来の既得権を維持するための弥縫にすぎない。それは構造改革ではなく、明治維新期でいえば公武合体論にあたる構造非改革であり、またはエセ構造改革である。リーダーたちの個人責任にかんしていえば、バブル以降の時期に、バブルを演出し、日本経済にさまざまな害を与えた政治家、経営者、官僚が個人としての責任をとらされた例はごく少ない。それは1980年代のバブルの責任を負って刑務所に収容されたアメリカの経営者に比較してもはるかに少ない。いま主張されている構造改革でも、このようないいリーダー個人の責任にはまったく論及されていない。既存の経済的利益の享受者たちが集まる経済財政諮問会議が構造改革を論議するなどというのは、論外だとしかいいようがない。

2 構造改革は統合である

近代日本の2回にわたるシステム転換の内容を考えるさい、もっとも重要な要素となったものは、人びとの社会的統合、あるいは参加であったと考えられる。ここでの「統合」あるいは「参加」はさしあたりの表現でより適切な言葉で表現されるべきだと考えたいが、アンソニー・ギデンズが「第三の道」でいっている inclusion という概念に近いと理解してほしい。ギデンズは、inclusion の反対概念である exclusion（排除）について

「人びとの集団を社会の主流から分離するメカニズム」である、としている。「第三の道」における平等とは、所得の平等とかを内容とする経済面での結果の平等であるよりも前に、「人びとの集団を社会の主流に包含する」という意味での inclusion のことであるべきだ、とギデンズは主張する。近代日本の歴史的経験をここでも引き合いにだせば、「四民平等」は、ただちに生活水準の平等をもたらしたわけではないし、統治者としての天皇とその官僚、華族制度や新平民の名による非差別部落の存在を通じて、社会的排除の体系を色濃くもってはいたが、理念としては士農工商という身分の分離による排除から、国民としての統合を主張していた。「民主化」はまた、女性の参政権、労働組合の積極的承認による労使対等化などをつうじて、女性や労働者などさまざまな人びとのグループを国民としての「統合」をはかるなどを理念としていたと考えることができる。その意味での平等化が、もう一つ言葉をいいかえれば、同権化こそが、少なくとも理念においては、2回にわたるシステム転換の基軸をなしていたと考えることができる。

今日の構造改革をめぐる論議のなかにおいては、このような歴史的認識があらためて問われなければならない。なぜなら、構造改革の目的は、社会を構成する個々の人間、その人間たちがつくるさまざまな人間集団の幸せを増大することにおかれするのが当然であって、経済がよくなるとか、市場の機能が円滑にするとかは、そうした人間ないしは人間集団の幸せを増進するために必要な手段であるかぎりにおいての副次的な目標なのであって、それら経済とか市場とかの活性化が自己目的にされるべきではないからである。

このような前提をおいて、構造改革を検討する場合、確認すべきことは、構造改革、いいかえればシステム転換の出発点と方向性である。い

ま、とりあえず、20世紀の後半においてバブル期までに、日本の社会は一応の統合の原理をもっていたと考えよう。1940年代の貧しい社会から出発した日本の国民の共通の目標は物的な豊かさの追求であったから、豊かさへの相対的な平等主義的な参加こそが統合の基本原理であった。そのプロセスを保障したのが経済成長であったことはあらためていうまでもない。その要因についていま語るべき余裕はないが、ともかく経済成長は、毎年一定の余剰を生み出す。毎年の限界成長余剰が、利潤の蓄積をつうじて企業あるいは株主に、賃金の上昇をつうじて労働者に、社会保障制度の発展をつうじて退職者や労働による収入をもたない人びとに、相対的に平等に分配されるかぎりにおいては、社会的平等がとりあえずは成立していることになる。むろん、限界成長余剰が相対的にしろ自動的に平等に分配されたわけではない。労働組合をはじめとするさまざまな社会運動がこれを保障したのであって、その意味では、このような社会運動こそがこの時期の国民的統合を保障する積極的な要素であった。

経済的視点からすれば、このような統合は経済の好循環をもたらす要素でもあった。限界成長余剰の分配が賃金や社会保障などで継続的に人びとに保障されるかぎり、人びとは消費を増大させ、規模の経済を発展させて、新たな成長要因をつくりだしていったからである。この過程において排除の対象となった農民や炭鉱離職者などは、その一部は排除されたまま放置されたとしても、一定の年月と制度的保障のもとにある程度は統合・参加のプロセスが機能したといえる。むろん、このことも、さまざまな社会運動の保障なしには実現しないことでもあった。

だが、このシステムで作用するあいだに、新たな排除が蓄積されていった。バブル経済からバブルの崩壊にかけての時期にその排除はいつそう明確となった。それにはいくつかの側面が

ある。

第一に成長過程で成立した政官業の癒着体制との関連である。この癒着構造の内部にいる官僚や利害関係者は甘い汁を吸うことができるが、そうでない人びとは結局のところ排除されてしまうという構造である。このことは政治システムとも大きく関わっている。かりに政権交代のシステムがうまく機能すれば、政党が代表する人びとの集団に参加の機会が与えられ、「統合」の実が与えられることになるが、1990年代の前半にいったんは成立しかかった政権交代システムも、社会党や公明党が自民党との従属的な連立を選択することによって、発展しえなかつた。

第二に国際的にみれば約20年遅れの市場万能主義の横行である。小泉首相が依拠する経済財政諮問会議の報告にもりこまれている思想をみても、それは市場競争の勝者は正しく、敗者はまちがっているという単純な社会進化論の反映にすぎない。敗者は、自助努力がたりないせいでそうなったのだから、せいぜい低い位置で設定されているセーフティネットで命だけは助けてやる、という発想である。こうして、リストラの対象となった失業者、巨大な公的資金が投入されながら金融機関から融資をうけられない中小企業者、財政再建の名のもとで推進される年金、医療制度の水準引き下げにさらされたとえば低所得の高齢者などは、まさに排除の対象である。ただ、このような思想は短時日につくられたものではなく、成長過程以来の経済主義の帰結でもあった。競争思想にもとづく選別的な教育制度や公共交通の衰退のなかでの交通貧困者だけをみてもそれは明確である。「痛みをともなう構造改革」における「痛み」とはこのような排除の対象となる人びとの集団を意図的につくりだすことにはかならない。

第三に成長過程で蓄積され、バブル以降にますます拡大されている労働市場の分断である。

高度経済成長過程で蓄積されたのは、図式的にいえば過労死するほどに働く男性と差別される女性の組み合わせである。男女雇用機会均等法以降も男女間の賃金格差は縮小せず、女性のなかのパート比率はますます増大してきた。差別は排除であり、過労死もまた文字通り肉体的にも社会的排除である。男性の側の肉体的な排除は、リストラにともなう中高年層の自殺というかたちでいっそう深まっている。このようななかで、たとえば、パート労働者によって中高年の労働者におきかえるといった、競争や弾力化の名のもとでの排除する者と排除される者とのせめぎあいが激化している。統治の方法としては、まさに古典的な devide and rule の手法でもある。

第四に「利潤形成」という点での経済的な効用がないものは意味がないとすることによる排除である。温暖化に示されるような環境破壊の実質的放置はそれを端的に示しているが、それは自然や社会を維持するために質の高い仕事をしてきた地域や人びとの排除を意味している。

このような高度経済成長期以降に蓄積されてきた新たな排除の構造は、社会の劣化をもたらしている。JRのトンネル崩壊、東海村の臨界事故、食品会社の有害食品、IT技術をも応用した孤独のなかでの犯罪、学級崩壊などなど例をあげればキリがない。それはまた経済的な悪化をもたらす要因でもあつた。自助努力の強調のもとで社会的に排除されたくないとすれば、人生の事故に備えて当然に貯蓄を増やすなければならない。賃金と社会保障の両面での将来展望の欠如や失業の不安の結果としての貯蓄率の上昇、有効需要の低下、不況の長期化、そしてまた不安による消費性向の低下…とする悪循環が今日の基本的特徴であるが、それは、経済それ自身の問題である以上に、日本の社会システムの問題であり、そこに着目した構造改革こそが、事態に有効に作用する構造改革であることは明らかである。

3 新たな社会的諸政策への展望 ——

経済・財政の論議にさきだって、人びとが統合・参加しうる社会システムの形成こそが、構造改革の前提条件であり、またその内容を規定するものでなければならない、というのがこれまでの結論である。人びとを個人に解体し、自助努力を求めるのでは、とうてい改革の名に値しない。

ギデンズは、統合または参加を基軸とする社会（inclusive society）の内容として、統合としての平等のほか、限定された業績主義、公共空間の刷新（市民リベラリズム）、「労働社会を超える」、積極的福祉、社会投資国家の5つの指標をかかげている。これらを、日本の実状にあわせて検討することこそ、新たな社会システムのための構造改革の条件をさぐることにつながると考えられる。

これらの指標が相互に関連していることはいうまでもない。しかし、これらの指標のいずれもが、経済それ自体から出発するのではなく、人びとの現在のニーズにもとづき、人びとを統合していくシステムとして構想されていることである。何より市場万能主義の裏返しである業績主義を限定し、したがってそのために必要な公共空間を、経済リベラリズムではなく、市民リベラリズムの観点からつくりだす、いいかえれば社会が市場にたいして優位にたつ、という考え方が重要であり、ギデンズの考え方ではこのことを基準として経済自体の新たな展開が保障されることになる。

日本の実状にあわせていうならば、構造改革にとって不可欠なことは、小泉内閣が主張するような公共責任の自助努力への解体ではなく、新たな政府の責任、社会としての持続をはか

り、個人の自発的な努力を支えることのできる均等な機会を保障するものとして中央・地方政府の機能の再構築が不可欠である。新たな社会的諸政策こそが構造改革の基軸でなければならぬ。

ギデンズでいえば、それは積極的福祉と社会投資国家という用語に示される。このうち積極的福祉というのは、過去の福祉国家がもってきた再分配を基軸とした社会システムからの脱却を意味するが、それは統合された社会システムのもとでのさまざまな労働への参加をつうじて得られることになる。

所得の発生をともなう労働への参加は、社会保険制度の解体ではなく個人を軸とした再編とともに、保険料収入の増加と給付の減少をもたらすばかりでなく、安定した将来への展望を開くことによって、消費性向の上昇をもたらすという経済効果をもちうる。

そのためには、（1）経済政策の目標を質をともなった完全雇用におくこと、（2）一方で長時間労働を禁止する諸措置を導入するとともに、他方で差別的雇用を禁止すること、（3）質の高い労働、および社会が必要とする労働をおこないうる機会を確保するもっとも重要な社会投資としての教育・能力開発を主として地方政府の分権的責任として実施すること、（4）環境、看護、介護、教育、公共交通などさまざまなコミュニティ・ワークに量・質ともにともなった人的資源を配置できるよう公共的な誘導措置をはかること、などの事例があげられる。

これらは、あらゆる人びとがそこから自らの

利益をひきだすことのできるストックを蓄積するという意味で、社会的共通資本の構築ということになる。その意味では社会的な統合を目的とした構造改革の基軸は、社会的共通資本の形成であるとができる。このような社会的共通資本がワークするための人的資源もまた重要な社会的共通資本であるが忘れてはならず、こうした意味での社会的共通資本の形成こそが、中央と地方政府の責任であることが自覚されなければならない。

積極的福祉は政府の再分配機能を否定することではなく、むしろたとえば自然環境の維持のための資源配分にみられるように、新しい資源配分機能を政府がもたなければならないことになる。積極的福祉や社会投資国家がワークするためには、とくに日本のような低成長でかつ過去の無責任な政官業癪着型のバラマキがもたらした財政悪化のもとでは、税・社会保険料負担率の上昇は回避することはできない。しかし、それは未来への積極的な展望に支えられたときのみ、またさまざまな人びとの討議と運営への参加を保障する市民リベラリズムの保障が与えられたときにのみ、人びとの同意を得られることになる。

政府の構造改革プランのなかには、社会资本についての記述のように一定の評価すべき点もあることを否定すべきではない。しかし、一貫した思想が個人への解体を軸とし、人びとを統合するシステムとしての社会への展望をまったくもたない点で、無責任な構造非改革の主張だといわなければならないのである。

